

水道管の凍結にご注意ください!

冬期間は通常時に比べ、凍結による水道管の破裂等での漏水修繕件数が増加します。

広報はっぼう 12月号では凍結しやすい場所や対処方法をお知らせしましたが、今月号では漏水の確認方法、修繕区分をお知らせします。漏水は大切な水を無駄にするだけでなく、ご家庭では思わぬ出費ともなりますので、日頃から凍結防止や給水装置の点検に努めましょう。

■水道料金が増えたら……………

「急に水道料金が高くなった」「いつも地面または壁が濡れている」ということはありませんか。このような場合は一度水道メーターをチェックしてみましょう。

家庭内の水道の蛇口を全部閉めて、トイレや洗濯機、給湯設備等でも水を使用していない状況にしてから、水道メーターを見てください。この時水道メーターが動いていれば漏水の可能性あります。速やかに町が指定する給水装置工事事業者へ調査や修繕の依頼をしてください。

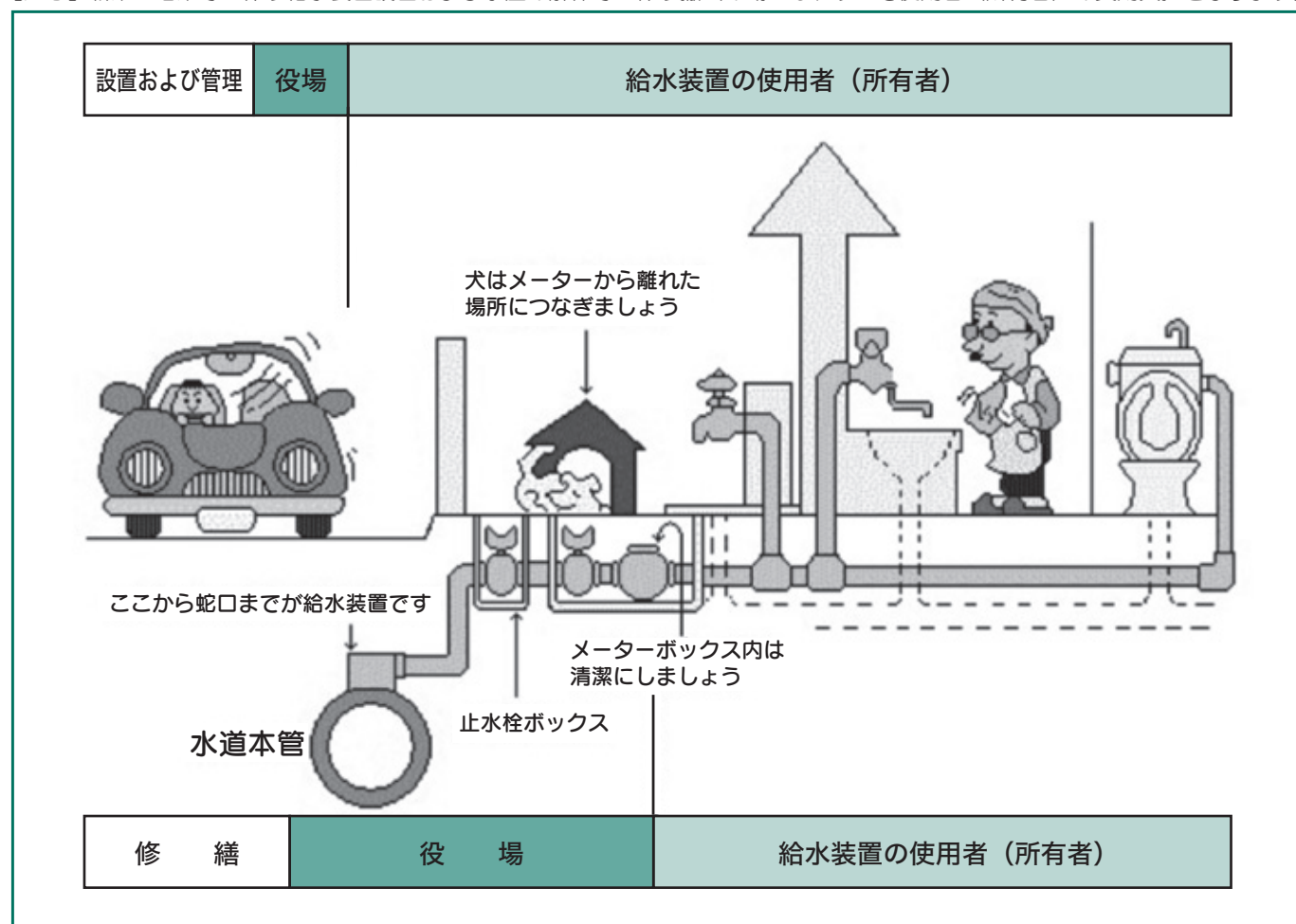
なお、漏水等については水道料金の減免制度がありますので、下記までお問合せください。

■給水装置の修理は誰がするの? ……

道路に埋設している水道本管から分かれて家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、水道メーター、蛇口などの給水用具をまとめて「給水装置」といいます。これら給水装置は、水道メーターを除いて使用者（所有者）の財産となります。

ただし、漏水による修繕の時は、水道メーターから道路（水道本管）側の部分については町で、水道メーターから蛇口など建物側の部分については使用者（所有者）の費用負担で修理することになります。（下図参照）

【注意】新築・増築に伴う給水装置設置および家屋の解体等に伴う撤去の場合は、すべて使用者（所有者）の費用負担となります。



■問合せ先 建設課 ☎ 76-4610

菌床しいたけ栽培 新規就農者募集

町では、特産化を進めている菌床しいたけの更なる振興を図るため、町の栽培研修棟において、「栽培作業を実践しながら技術習得する新規就農者」を募集します。

●募 集 対 象 者：50歳未満の方

●募 集 条 件：八峰町内に住所を有している（予定）こと。

栽培研修終了後は、新規就農者として独立し菌床しいたけ栽培に取り組むこと。
（独立就農者には、国の助成制度がありますが、今後変更する場合があります。）

●募 集 人 数：2名

●研 修 期 間：2年間（令和4年4月～令和6年3月まで）

なお、栽培技術の習得状況によっては期間を短縮する場合があります。

●栽培研修場所：有限会社峰浜培養第2工場敷地内（八峰町峰浜目名淵字大沼13番地20）

●雇 用 形 態 等：研修期間中は、研修元の有限会社峰浜培養と雇用契約を結ぶこととなりますので、毎月15万円程度の給料が有限会社峰浜培養から支払われることとなります。
また、研修終了後は、独立就農することになりますが、その場合、施設1棟（75坪）からの所得額（販売額から諸経費を差し引いた額）は、令和2年度実績で約80万円から200万円となっています。
（栽培方式や管理状況で収量等に較差が出るため、所得金額にも増減が出ます。）

●申 込 方 法：応募される方は、役場農林振興課または町ホームページに掲載されている「八峰町菌床しいたけ栽培研修申請書」に履歴書を添えて、下記期限までに役場農林振興課まで持参願います。

●申 込 期 限：令和4年2月15日（火）



《申込み・問合せ先》農林振興課 ☎ 76-4609

「どんぐりマーク」の意味をご存じですか?



最近、お店で「生しいたけ」を選ぶとき、このようなマークの付いたシールを見かけませんか？
このシールのマークは「どんぐりマーク」といって、国内種菌メーカーでつくる「全国食用きのこ種菌協会」の登録商標で、栽培原料の原産地をイメージしています。

生しいたけの原産地表示は、「長いところルール」によって表示されるため、国外から輸入した菌床を使用して栽培したものも「国産」と表示されています。

この「どんぐりマーク入りシール」が付いて販売されている「生しいたけ」は、原料となるオガ粉に国産樹林を75%以上使用し製造した菌床で栽培されたことを表しており、そのことを消費者の皆さんに分かりやすく伝えるための目印となるものです

お店で「生しいたけ」を購入する時は、このマークを参考にされてはいかがでしょうか？

■ 問合せ先 J A秋田やまもと北部営農センター（☎ 76-3152）
農林振興課 農業係 （☎ 76-4609）

